(2)　役員の氏名の変更

変更前	変更後
高端堂圖本　新四洋隆郎昭、宮石井下崎邸昭、	北村　喜一、藤村　吉史
正克己、敢河水村岡隆一、	
秀松弘一行、	
瀧塚濱一、本田田	
德律憲宏夫一、櫻田井上	
紘一茂、吉藤本田	
重昭稔、	

(3)　評価員の氏名の変更

変更前	変更後
—	柳橋　義則

(4)　変更年月日

平成二十五年四月一日

○四国地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月三日　四国地方整備局長　川崎　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号及び二十八号

(三)　道路の区域

区間	後変更前別	敷地の幅員	延長
徳島市川内町鈴江北八二番一から同市同町鈴江東六番二まで	後前	四三三・三〇メートル 五八〇・〇メートル	〇〇キロメートル 三三三・二六六メートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月三日　四国地方整備局長　川崎　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号及び二十八号	徳島市川内町鈴江東六番二から同市同町沖島二二番一まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年六月四日六時

○九州地方整備局告示第百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月三日　九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百一号　飯塚市八緒二番五一から同市綱分字水洗八〇番地まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九九州地方整備局及び同局北九州国道事務所	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年六月三日

公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４９２号

札幌市東区北30条東14丁目２番３号　クリスタルハイム203号

債務者　和田　誠三

1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５４３号

札幌市豊平区福住１条２丁目３番11号　パレーシャル福住101号

債務者　杉本　隆一

1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５４４号

札幌市西区西野７条６丁目４番３号

債務者　橋本　　敏

1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６０７号

札幌市南区真駒内東町１丁目３番12号

債務者　藤本　佳充

1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６９４号

札幌市白石区北郷４条７丁目６番17号　キャッスル201号

債務者　清水由美子

1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３号

宮城県気仙沼市赤岩石兜175番１　伊東方、住民票上の住所岩手県西磐井郡平泉町平泉字鈴沢21番地１

債務者　吉積久美子

1　決定年月日時　平成25年５月22日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで

仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２５年（フ）第１０３号

群馬県前橋市天川町1620番地１　ＲＣ－405号

債務者　浅子　　舞（旧姓林）

1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係